



医療ベスト・ゴールド

[無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)]

特長 1

一時金でお支払い

病気やケガで入院したら、1泊2日で最高20万円まで一括でお支払いします。
 ※日帰り入院の場合、最高10万円になります。
 ※主契約の入院一時金額は20万円まで設定できます。

特長 2

保険料の払込み免除

悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により所定の条件に該当したら、以後の保険料の払込みは免除されます。
 ※3大疾病保険料払込免除特約(2015)を付加した場合。
 ※主契約においても保険料払込免除が適用される場合があります。

特長 3

充実したオプション

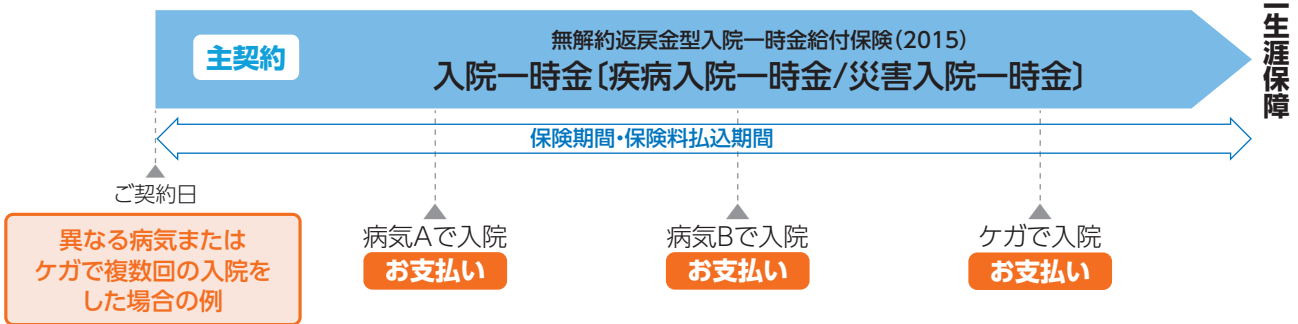
長期入院や先進医療などにも、特約・特則を付加することで、手厚く備えられます。

特長 4

治療や健康をトータルにサポート

日々の健康管理の相談や、セカンドオピニオンなどを含む「FWD富士生命健康サービス」をご利用いただけます。

【しくみ図(例)】 保険期間・保険料払込期間:終身



※複数回の入院をした場合でも、所定の期間内に同一の病気やケガ(不慮の事故)等で入院をした場合は、「1回」の入院とみなします。

一生
保障

保障内容(主契約)

給付金名等	支払事由等	支払額	支払限度
疾病入院一時金*	病気です入院したとき	入院 1回につき 2日以上の入院:入院一時金額 日帰り入院:入院一時金額×50%	通算:50回
災害入院一時金	ケガです入院したとき		通算:50回
死亡給付金	[全期払]死亡給付金はありません。 [短期払]保険料払込期間満了後に死亡したとき	— 入院一時金額と同額	—
保険料払込免除	(保険料払込免除事由については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」,「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)		

*所定の7大生活習慣病で入院した場合にお支払いする疾病入院一時金は、疾病入院一時金の支払限度に含めず、支払回数無制限でお支払いします。

主な取扱規定

最高入院一時金額	20万円	最低入院一時金額	5万円
保険期間	[終身タイプ]終身 [有期タイプ]70歳・65歳・60歳	保険料払込期間	[終身タイプ]終身・70歳・65歳・60歳 [有期タイプ]保険期間と同一
契約年齢範囲	0歳(生後15日以上)~80歳	保険料払込方法	月払・半年払・年払
解約返戻金	[全期払]解約返戻金はありません。 [短期払]保険料払込期間満了後に解約したとき、入院一時金額と同額をお支払いします。		
付加できる特約等	裏面をご覧ください。	配当金	なし

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同一のご契約、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いご契約のことをいいます。
 ※条件によっては、ご希望の入院一時金額にてご加入いただけない場合があります。
 ※有期タイプの場合、主契約は所定の範囲内で自動更新されます。

推奨ポイント

病気やケガで入院したら、まとまった金額が受け取れる一時金給付タイプの医療保険です。

- ✓ 病気やケガで入院したら、1泊2日で最高20万円まで一括でお支払いします。
- ✓ 長期入院や先進医療、3大疾病などにも、特約・特則を付加することで手厚く備えることが可能です。
- ✓ 「FWD富士生命健康サービス」では、日々の健康管理の相談やセカンドオピニオンなどを含む、充実のサービスを提供しております。

※「FWD富士生命健康サービス」はFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーパック(株)が提供いたします。
 ※「FWD富士生命健康サービス」のご利用は保険期間満了までとなります。

■付加できる特約・特則について

※ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約・特則名	給付金名等	支払事由等	支払限度
継続入院一時金特約(2015)	疾病継続入院一時金*1	病気で30日以上継続して入院したとき	1回の入院:2回 通算:50回
	災害継続入院一時金	ケガで30日以上継続して入院したとき	1回の入院:2回 通算:50回
先進医療特約(2015)	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	通算:2,000万円
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	—
3大疾病保険料払込免除特約(2015) ※この特約の悪性新生物に関する保障は、この特約の責任開始日から91日目(悪性新生物責任開始期)に開始します。	—	以下の①～③のいずれかに該当したとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②心疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき ③脳血管疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき ※主契約においても保険料払込免除が適用される場合があります。	
特定疾病一時金特約(2015) ※この特約の悪性新生物・上皮内新生物に関する保障は、この特約の責任開始日から91日目(がん責任開始期)に開始します。	悪性新生物一時金	(初回の支払) 初めて悪性新生物と診断確定されたとき (2回目以降の支払) 前回の支払事由該当日から2年経過後に、悪性新生物で入院をしたとき(入院を継続しているときを含む)、または通院したとき	通算限度なし (2年に1回)
	心疾患一時金	心疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき	通算限度なし (2年に1回)
	脳血管疾患一時金	脳血管疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき	通算限度なし (2年に1回)
	上皮内新生物一時金	上皮内新生物と診断確定されたとき	通算限度なし (2年に1回)
入院保障特約(2015)	疾病入院給付金	病気で入院したとき	1回の入院:60日 通算:1,095日
	災害入院給付金	ケガで入院したとき	1回の入院:60日 通算:1,095日
7大生活習慣病無制限特則	—	所定の7大生活習慣病*2で入院した場合にお支払いする疾病入院給付金は、疾病入院給付金の支払限度に含めず、支払日数無制限でお支払いします。	
手術総合保障特約(2015)	手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けたとき	通算限度なし
	放射線治療給付金	病気やケガで所定の放射線治療を受けたとき	通算限度なし (60日に1回)
	骨髄給付金	次のいずれかの手術を受けたとき ・病気やケガで所定の骨髄移植術を受けたとき ・この特約の責任開始日から1年経過した日以後に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	通算限度なし
指定難病一時金特約(2015)	指定難病一時金*3	指定難病を発病し、所定の支給認定を受けたとき	1回
無事故給付金特則	無事故給付金	5年ごとの対象期間満了まで疾病入院一時金または災害入院一時金のいずれもお支払いがなかったとき	—
指定代理請求人特約	—	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、指定代理請求人が請求を行うことができます。	

※「継続入院一時金特約(2015)」「先進医療特約(2015)」「特定疾病一時金特約(2015)」「入院保障特約(2015)*4」「手術総合保障特約(2015)」は、有期タイプの場合、主契約と同様に所定の範囲内で自動更新されます。また、「無事故給付金特則」「指定難病一時金特約(2015)」の保険期間・保険料払込期間は10年のみとなり、所定の範囲内で自動更新されます。

*1 所定の7大生活習慣病で入院した場合にお支払いする疾病継続入院一時金は、疾病継続入院一時金の支払限度に含めず、支払回数無制限でお支払いします。

*2 所定の7大生活習慣病とは、がん(悪性新生物/上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患のことをいいます。

*3 指定難病一時金の支払後、この特約は消滅します。

*4 「7大生活習慣病無制限特則」を付加した場合は、同一の保障内容で更新されます。

- この資料は、2017年9月1日現在のお取扱い内容に基づき作成されています。
- この資料では、保険商品の概要をご案内しています。保険商品の詳細につきましては、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【引受保険会社】

FWD富士生命保険株式会社

本社 〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
ホームページ www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)
受付時間:月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195